

## 令和6年度小・中・義務教育学校等防火設備点検業務委託 仕様書

- 1 件 名 令和6年度小・中・義務教育学校等防火設備点検業務委託
- 2 履行期間 令和6年6月7日～令和6年9月4日
- 3 履行箇所 那須塩原市豊町2-1ほか（別紙1のとおり）
- 4 委託業務の内容  
(1) 対象となる防火設備（別紙2）の機能を維持するため、建築基準法第12条第4項に基づく定期点検の実施
- 5 点検報告  
(1) 受注者は業務開始後、対象施設と連絡調整を行い、点検実施の日程表を作成し、着手前までに発注者に提出すること。  
(2) 受注者は防火設備点検後、速やかに検査結果表（別紙3-1～3-2）を作成し発注者へ提出すること。点検結果により不良と判断した場合、施設ごとに不良箇所を図面に記載し、写真を添付の上、発注者に提出し、その確認を受ける。また不良箇所については見積書を作成の上、提出すること。  
※施設図面（Jww-Cad）データについては貸与
- 6 提出書類
  - ・ 検査結果表
  - ・ 不良箇所を記載した図面及び写真帳
  - ・ 不良箇所一覧表
  - ・ 対象設備、点検箇所等一覧表
  - ・ その他発注者が指示するもの※提出書類は紙ベース2部（発注者及び各対象施設）、電子データ1部（DVD-R又はCD-R）とする。なお図面の電子データはJww-Cad形式で提出すること。
- 7 支払い条件  
業務完了合格後一括支払い
- 8 その他  
(1) 点検業務は、一級建築士、二級建築士又は防火設備検査員の資格を有する者により実施し、資格証の写しを発注者に提出すること。  
(2) 対象となる防火設備・点検箇所等一覧と現地の相違がある場合は、現地を優

先すること。

9 担当課

教育部 教育総務課 教育施設係

別紙 1

令和 6 年度小・中・義務教育学校等防火設備点検業務委託一覧

小学校一覧

番号	学校名	所在地
1	黒磯小学校	那須塩原市 豊町2-1
2	稲村小学校	那須塩原市 埼玉8
3	東原小学校	那須塩原市 東原4
4	埼玉小学校	那須塩原市 埼玉99
5	豊浦小学校	那須塩原市 豊浦17
6	共英小学校	那須塩原市 共墾社99-11
7	鍋掛小学校	那須塩原市 鍋掛1019
8	大原間小学校	那須塩原市 方京3-14-6
9	波立小学校	那須塩原市 波立228
10	高林小学校	那須塩原市 高林483
11	青木小学校	那須塩原市 青木12
12	三島小学校	那須塩原市 三島1-21
13	槻沢小学校	那須塩原市 槻沢1
14	東小学校	那須塩原市 太夫塚1-193
15	南小学校	那須塩原市 二区町399
16	西小学校	那須塩原市 四区町662
17	大山小学校	那須塩原市 下永田8-7

別紙 1

令和 6 年度小・中・義務教育学校等防火設備点検業務委託一覧

中学校一覧

番号	学校名	所在地
1	黒磯中学校	那須塩原市 豊町5-3
2	黒磯北中学校	那須塩原市 埼玉6
3	厚崎中学校	那須塩原市 上厚崎385
4	日新中学校	那須塩原市 鍋掛1087
5	東那須野中学校	那須塩原市 島方689
6	高林中学校	那須塩原市 箭坪353
7	三島中学校	那須塩原市 東三島1-104
8	西那須野中学校	那須塩原市 下永田4-3
9	旧箒根中学校	那須塩原市 関谷1251

義務教育学校一覧

番号	学校名	所在地
1	塩原小中学校	那須塩原市 中塩原364
2	箒根学園（教室棟）	那須塩原市 関谷2018-1



**検査結果表**  
(防火扉)

当該検査に関与した検査者		氏名	検査者番号
	代表となる検査者		
	その他の検査者		

番号	検査項目	検査事項	検査結果			担当検査者番号	
			指摘なし	要是正	既 存 不 適 格		
(1)	防火扉	設置場所の周囲状況	閉鎖の障害となる物品の放置の状況				
(2)		扉、枠及び金物	扉の取付けの状況				
(3)			扉、枠及び金物の劣化及び損傷の状況				
(4)		危害防止装置	作動の状況				
(5)	連動機構	煙感知器、熱煙複合式感知器及び熱感知器	設置位置				
(6)			感知の状況				
(7)		温度ヒューズ装置	設置の状況				
(8)		連動制御器	スイッチ類及び表示灯の状況				
(9)				結線接続の状況			
(10)				接地の状況			
(11)				予備電源への切り替えの状況			
(12)		連動機構用予備電源	劣化及び損傷の状況				
(13)			容量の状況				
(14)		自動閉鎖装置	設置の状況				
(15)				再ロック防止機構の作動の状況			
(16)			総合的な作動の状況	防火扉の閉鎖の状況			
(17)			防火区画の形成の状況				

## 上記以外の検査項目


## 特記事項

番号	検査項目	指摘の具体的内容等	改善の具体的内容等	改善(予定)年月

## (注意)

- ① この書類は、建築物ごとに作成してください。
- ② 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。
- ③ 「当該検査に関与した検査者」欄は、建築基準法施行規則別記第36の8様式第二面4欄に記入した検査者について記入し、「検査者番号」欄に検査者を特定できる番号、記号等を記入してください。当該防火設備の検査を行った検査者が1人の場合は、その他の検査者欄は削除して構いません。
- ④ 該当しない検査項目がある場合は、当該項目の「番号」欄から「担当検査者番号」欄までを取消線で抹消してください。
- ⑤ 「検査結果」欄は、別表(イ)欄に掲げる各検査項目ごとに記入してください。
- ⑥ 「検査結果」欄のうち「要是正」欄は、別表(イ)欄に掲げる検査項目について同表(ロ)欄に掲げる検査事項のいずれかが同表(ニ)欄に掲げる判定基準に該当する場合に○印を記入してください。
- ⑦ 「検査結果」欄のうち「指摘なし」欄は、⑥に該当しない場合に○印を記入してください。
- ⑧ 「既存不適格」欄は、「要是正」欄に○印を記入した場合で、建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けているものであることが確認されたときは、○印を記入してください。
- ⑨ 「担当検査者番号」欄は、「検査に関与した検査者」欄で記入した番号、記号等を記入してください。ただし、当該防火設備の検査を行った検査者が1人の場合は、記入しなくても構いません。
- ⑩ 「上記以外の検査項目」欄は、第1ただし書の規定により特定行政庁が検査項目を追加したときに、当該検査項目を追加し、⑤から⑨に準じて検査結果等を記入してください。また、第1第2項の規定により同項に規定する図書等に検査の方法が記載されている場合に、当該図書等に記載されている検査項目を追加し、⑤から⑨に準じて検査結果等を記入してください。なお、これらの項目がない場合は、この欄を削除して構いません。
- ⑪ 「特記事項」は、検査の結果、要是正の指摘があった場合のほか、指摘がない場合にあっては特記すべき事項がある場合に、該当する検査項目の番号、検査項目を記入し、「指摘の具体的内容等」欄に指摘又は特記すべき事項の具体的内容を記入するとともに、改善済みの場合及び改善策が明らかになっている場合は「改善策の具体的内容等」欄にその内容を記入し、改善した場合は「改善(予定)年月」欄に当該年月を記入し、改善予定年月が明らかになっている場合は「改善(予定)年月」欄に当該年月を( )書きで記入してください。
- ⑫ 各階平面図を別添1の様式に従い添付し、防火扉の設置されている箇所及び指摘(特記すべき事項を含む)のあった箇所を明記してください。なお、別添1の様式は別記第二号、別記第三号又は別記第四号の各々の別添1の様式に記載すべき事項を合わせて記載することとして構いません。
- ⑬ 要是正とされた検査項目(既存不適格の場合を除く。)については、要是正とされた部分を撮影した写真を別添2の様式に従い添付するとともに、撮影した写真の位置を別添1の様式に明記してください。

検査結果表  
(防火シャッター)

当該検査に関与した検査者	代表となる検査者	氏名	検査者番号
	その他の検査者		

番号	検査項目	検査事項	検査結果			担当検査者番号
			指摘なし	要是正	既存不適格	
(1)	防火シャッター	設置場所の周囲状況	閉鎖の障害となる物品の放置の状況			
(2)		駆動装置	軸受け部のブラケット、巻取りシャフト及び開閉機の取付けの状況※			
(3)			スプロケットの設置の状況※			
(4)			軸受け部のブラケット、ベアリング及びスプロケット又はロープ車の劣化及び損傷の状況※			
(5)			ローラチェーン又はワイヤーロープの劣化及び損傷の状況			
(6)		カーテン部	スラット及び座板の劣化等の状況			
(7)			吊り元の劣化及び損傷並びに固定の状況			
(8)			ケース	劣化及び損傷の状況		
(9)		まぐさ及びガイドレール	劣化及び損傷の状況			
(10)		危害防止装置	危害防止用連動中継器の配線の状況			
(11)			危害防止装置用予備電源の劣化及び損傷の状況			
(12)			危害防止装置用予備電源の容量の状況			
(13)			座板感知部の劣化及び損傷並びに作動の状況			
(14)			作動の状況			
(15)	連動機構	煙感知器、熱煙複合式感知器及び熱感知器	設置位置			
(16)		感知の状況				
(17)		温度ヒューズ装置	設置の状況			
(18)		連動制御器	スイッチ類及び表示灯の状況			
(19)			結線接続の状況			
(20)			接地の状況			
(21)		連動機構用予備電源	予備電源への切り替えの状況			
(22)			劣化及び損傷の状況			
(23)			容量の状況			
(24)			自動閉鎖装置	設置の状況		
(25)		手動閉鎖装置	設置の状況			
(26)	総合的な作動の状況	防火シャッターの閉鎖の状況				
(27)		防火区画の形成の状況				

上記以外の検査項目


特記事項

番号	検査項目	指摘の具体的内容等	改善の具体的内容等	改善(予定)年月

(注意)

- この書類は、建築物ごとに作成してください。
- 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。
- 「当該検査に関与した検査者」欄は、建築基準法施行規則別記第36の8様式第二面4欄に記入した検査者について記入し、「検査者番号」欄に検査者を特定できる番号、記号等を記入してください。当該防火設備の検査を行った検査者が1人の場合は、その他の検査者欄は削除して構いません。
- 該当しない検査項目がある場合は、当該項目の「番号」欄から「担当検査者番号」欄までを取消線で抹消してください。
- 「検査結果」欄は、別表(い)欄に掲げる各検査項目ごとに記入してください。
- 「検査結果」欄のうち「要是正」欄は、別表(い)欄に掲げる検査項目について同表(ろ)欄に掲げる検査事項のいずれかが同表(に)欄に掲げる判定基準に該当する場合に○印を記入してください。
- 「検査結果」欄のうち「指摘なし」欄は、⑥に該当しない場合に○印を記入してください。
- 「既存不適格」欄は、「要是正」欄に○印を記入した場合で、建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けているものであることが確認されたときは、○印を記入してください。
- 「担当検査者番号」欄は、「検査に関与した検査者」欄で記入した番号、記号等を記入してください。ただし、当該防火設備の検査を行った検査者が1人の場合は、記入しなくても構いません。
- ※欄は、日常的に開閉するものについてのみ記入してください。
- 「上記以外の検査項目」欄は、第1ただし書の規定により特定行政庁が検査項目を追加したときに、当該検査項目を追加し、⑤から⑨に準じて検査結果等を記入してください。また、第1第2項の規定により同項に規定する図書等に検査の方法が記載されている場合に、当該図書等に記載されている検査項目を追加し、⑤から⑨に準じて検査結果等を記入してください。なお、これらの項目がない場合は、この欄を削除して構いません。
- 「特記事項」は、検査の結果、要是正の指摘があった場合のほか、指摘がない場合であっても特記すべき事項がある場合に、該当する検査項目の番号、検査項目を記入し、「指摘の具体的内容等」欄に指摘又は特記すべき事項の具体的内容を記入するとともに、改善済みの場合及び改善策が明らかになっている場合は「改善策の具体的内容等」欄にその内容を記入し、改善した場合は「改善(予定)年月」欄に当該年月を記入し、改善予定年月が明らかになっている場合は「改善(予定)年月」欄に当該年月を( )書きで記入してください。
- 各階平面図を別添1の様式に従い添付し、防火シャッターの設置されている箇所及び指摘(特記すべき事項を含む)のあった箇所を明記してください。なお、別添1の様式は別記第一号、別記第三号又は別記第四号の各々の別添1の様式に記載すべき事項を合わせて記載することとして構いません。
- 要是正とされた検査項目(既存不適格の場合を除く。)については、要是正とされた部分を撮影した写真を別添2の様式に従い添付するとともに、撮影した写真の位置を別添1の様式に明記してください。